

2 令和7年度における学校教育課の取組

(1) 「いじめ撲滅期間」(年間3回)を活用した取組

【5月】

- ・「加須市いじめの防止等のための基本的な方針概要版」の配布(保護者用)
- ・「家庭用いじめ発見チェックシート」の配布(保護者用)
- ・「早期発見・早期解消のためのいじめ発見チェックシート」の配布(教職員用)
- ・「いじめ撲滅メッセージ」の作成
- ・いじめアンケートの実施

【8月】

- ・第1回「加須市青少年未来サミット」の実施 資料2-1
- ・『笑うかぞには福来る宣言』の策定

【9月】

- ・いじめ防止のためのポスター作成
(市立各幼稚園、市立各小・中学校、公共施設に掲示)
- ・改訂版「加須市携帯・スマホガイドライン」を各家庭に周知 資料2-2

【11月】

- ・第2回いじめ撲滅期間の取組
- ・教育相談窓口の周知
- ・いじめアンケートの実施

【2月】

- ・第3回いじめ撲滅期間の取組
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく学校の取組の評価及び改善
- ・いじめアンケートの実施

(2) いじめに関する月例報告の実施

各学校から教育委員会に、1か月間のいじめに関する報告を翌月5日までに提出させる。報告内容は、以下のとおり。

- ・いじめに関する報告
- ・新たに認知したいじめに関する報告について 資料2-3
- ・解消したいじめに関する報告

(3) 教育相談窓口の整備・周知

- ・スクールカウンセラー、さわやか相談員等の配置
市内全公立小学校に、スクールカウンセラー(5名)、中学校に、スク

ールカウンセラー（５名）、さわやか相談員（８名）を配置した。また、加須市立教育センターに、スクールカウンセラー（３名）、スクールソーシャルワーカー（２名）を配置し、教育相談体制の整備を図る。

- ・加須市立教育センター相談窓口の周知

若年層の自殺は、学校の長期休業明けに急増する傾向があることから、長期休業日前等を目途に年間３回（７月、１月、３月）、教育相談窓口についての情報を記載したパンフレットを配布する。

（４） 家庭と連携したいじめ防止等の取組の啓発

「加須市携帯電話・スマートフォン使用のためのガイドライン」を改定し、児童生徒及び保護者に配布する。

- ・「家庭用いじめ発見チェックシート」の配布（保護者用）